

岩手県告示第597号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成30年8月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護予防支援計画の作成

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
軽米町	九戸郡軽米町大字軽米 第10地割85番地	軽米町地域包括 支援センター	九戸郡軽米町大字軽米 第2地割54番地5	九戸郡軽米町大字軽米 第10地割85番地	平成28年7月1日